平成３０年（フ）第１１０号
香川県東かがわ市湊700番地１　クラシーゼ児島１号室、旧住所徳島県名西郡石井町高川原字高川原498番地１　太田荘15号室
債務者　福家　龍二
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１１１号
徳島県鳴門市鳴門町高島字北453番地　ベルメゾン高島Ⅰ　101号
債務者　森藤　啓之
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８４号
北海道苫小牧市花園町２丁目12番７号
債務者　北川　挙児
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第５４号
青森県八戸市大字新井田字長塚森６番地１　高松住宅５号室
債務者　三浦　教子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第５９号
青森県八戸市大字長苗代字窪田19番地37
債務者　三上　牧子
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第６３号
青森県八戸市大字尻内町字中根市11番地１　エストヴォロンテ101号室、前住所東京都小平市小川東町2602番地28　いちごはうす１号
債務者　末吉　　悠（旧姓蛯名）
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第４３９号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地　３棟1005号
債務者　福元　宏美
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８０号
兵庫県川西市鶯の森町４番18号
債務者　後藤　秀徳
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１０４号
兵庫県宝塚市仁川高丸２丁目８番24号
債務者　人見　順子
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
鳥取県倉吉市秋喜635番地６
債務者　山下まどか
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第１２１号
愛媛県松山市衣山５丁目28番地40　ミニヨンヴィオラ102
債務者　森川　幹夫
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４０号
愛媛県四国中央市下柏町256番地３　コーポ・サチ　202号、前住所愛媛県四国中央市下柏町1092番地１
債務者　松岡　慧太
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
松山地方裁判所西条支部

平成３０年（フ）第１３５号
宮崎市恒久４丁目15番地12　アネラ203号、前住所宮崎市浮城町１番地　浮城アパート203号
債務者　小林　千穂
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第６４号
宮崎県都城市一万城町60号１番地　一万城東部団地63―０―５
債務者　飯干　　藍
1　決定年月日時　平成30年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第１１２号
茨城県つくばみらい市陽光台１丁目12番地６　レオパレスみらい平105（住民票上の前住所沖縄県那覇市首里山川町３丁目30番地）
債務者　比嘉　和也
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１６４号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目６番３号　福寿荘２―Ｃ
債務者　平良　優輝
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部